

# **権利擁護推進**

## **ネットワーク会議資料**

さぬき市地域包括支援センター  
令和 8 年 1 月 22 日

## 目 次

項目	ページ
1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について	2
2 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況 について	8
3 令和8年度さぬき市権利擁護推進における活動計画（案） について	23

# 1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について

## 1. 目的

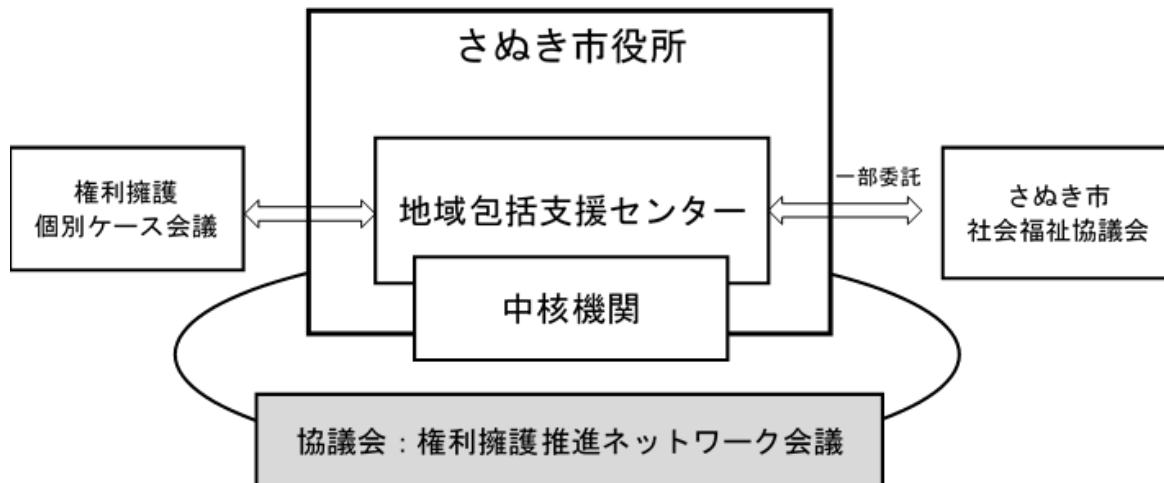
高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。情報収集及び意見交換により、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施します。

また、成年後見制度の利用促進について地域における中核的な機関を整備するとともに、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化し、各機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

根拠法令等：

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
- ・（国）成年後見制度利用促進基本計画
- ・さぬき市成年後見制度利用促進基本計画

(ネットワーク会議のイメージ図)



※中核機関とは…様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得る手法を蓄積し、地域における連携・対応強化を推進していく役割を担う。地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

## 2. 高齢者虐待とは

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」ととらえたうえで、高齢者虐待防止法では次の行為を虐待と規定しています。

・養護者による高齢者虐待類型

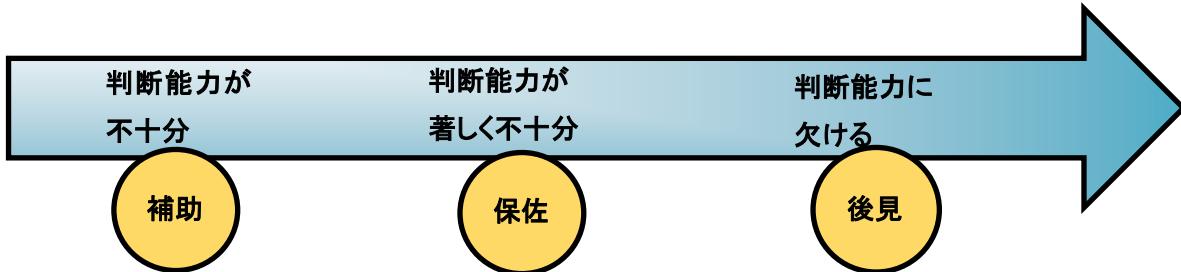
種類	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ・殴る、蹴る、拘束するなどの行為で身体的苦痛を与える
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ・言葉や威圧的な態度で、脅したり侮辱したりし、精神的な苦痛を与える
介護や世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること ・介護や生活の世話を放棄する、必要とする医療・介護サービスの制限
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること ・本人が嫌がる性的な行為をする、または強要する
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること ・財産や金銭を本人の合意なしに使用する、または与えない

### 3. 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度で、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

・法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、本人に代わって本人の財産や権利を守ってくれる援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、支援する制度です。



・任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備え、財産の管理などを行う援助者（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容や方法を決めておく制度です。

(参考)

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数(令和5年度対比)

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)
令和6年度	1,220 件	3,633 件	17,133 件	41,814 件
令和5年度	1,123 件	3,441 件	17,100 件	40,386 件
増減(増減率)	97 件 (8.6%)	192 件 (5.6%)	33 件 (0.2%)	1,428 件 (3.5%)

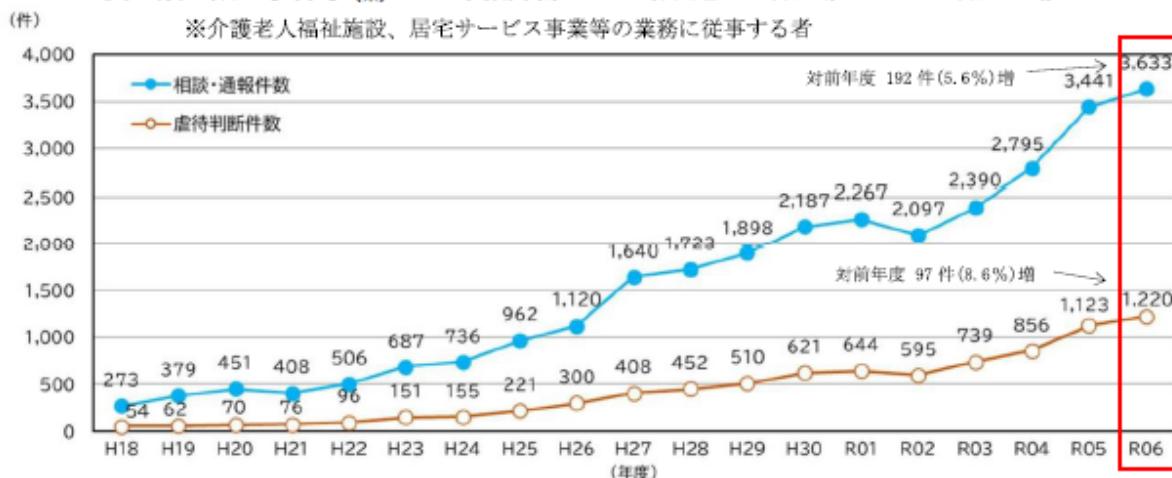
※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

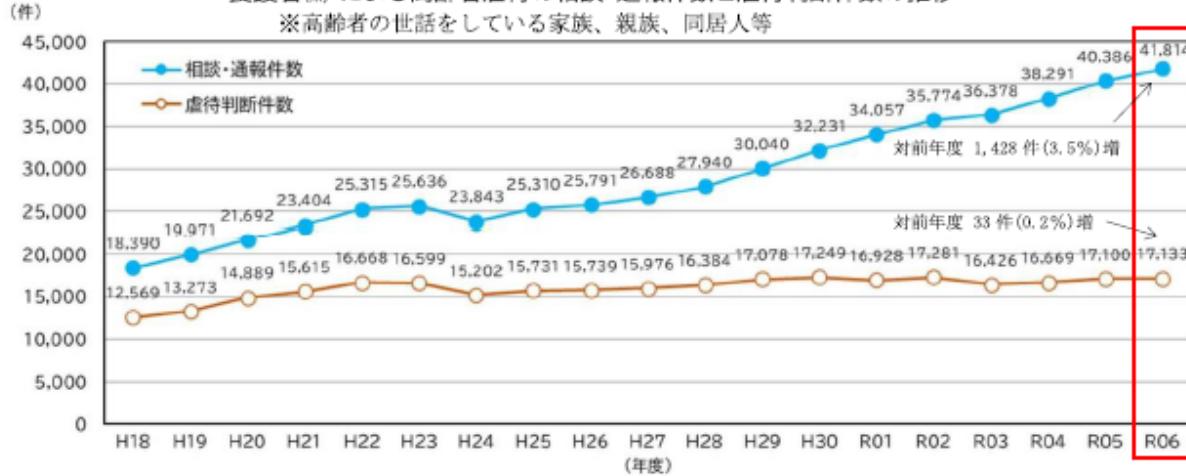
※3 調査対象年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



厚生労働省 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 より抜粋

## 2. 成年後見制度の利用状況等

### 成年後見制度の利用者数の推移(令和元年～令和6年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和6年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約70.6%、保佐の割合が約21.6%、補助の割合が約6.6%、任意後見の割合が約1.1%となっている。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」及び「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」より作成

厚生労働省「成年後見制度の現状」令和7年5月より抜粋

## 香川県内の成年後見制度利用者数(類型別)(R7. 8. 1現在)

(参考)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計	R6.12.31 現在	R6.4.1 現在
高松市	490	189	50	9	738	724	728
丸亀市	171	60	20	1	252	243	236
坂出市	98	34	16	2	150	153	162
善通寺市	167	17	5		189	195	195
観音寺市	81	22	9		112	103	107
さぬき市	54	31	10		95	84	77
東かがわ市	59	36	3		98	105	107
三豊市	81	41	2		124	120	118
土庄町	36	8	3	1	48	47	47
小豆島町	22	11	5		38	41	42
三木町	28	13	7	1	49	47	43
直島町	2				2	2	2
宇多津町	20	12			32	31	29
綾川町	63	14	3		80	78	79
琴平町	10	7	2		19	18	20
多度津町	35	13	4		52	51	52
まんのう町	13	3	5	1	22	21	20
県外	23	2			25	28	27
合計	1,453	513	144	15	2,125	2,091	2,091

- ※ 本資料は、令和7年8月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自序統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- ※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。
- ※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。
- ※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではなく、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

香川県内の成年後見制度利用者数(年齢別)(R7. 8. 1現在)

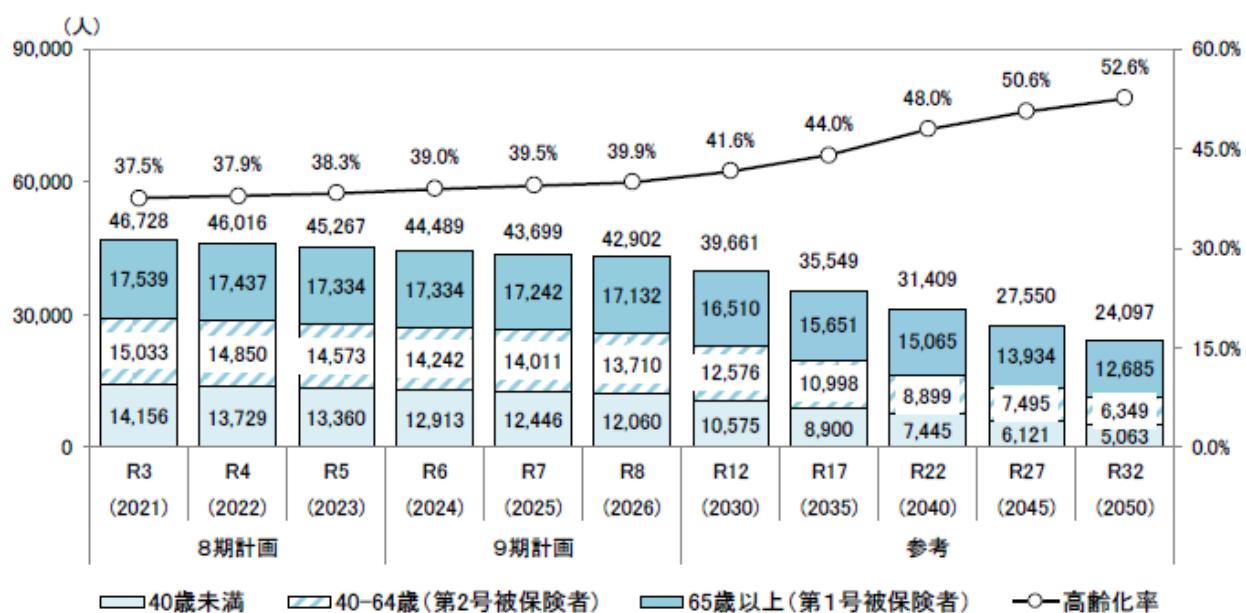
	65歳以上	65歳未満	合計
高松市	504	234	738
丸亀市	173	79	252
坂出市	108	42	150
善通寺市	61	128	189
観音寺市	80	32	112
さぬき市	63	32	95
東かがわ市	57	41	98
三豊市	79	45	124
土庄町	35	13	48
小豆島町	30	8	38
三木町	28	21	49
直島町	2		2
宇多津町	26	6	32
綾川町	45	35	80
琴平町	16	3	19
多度津町	46	6	52
まんのう町	17	5	22
県外	16	9	25
合計	1,386	739	2,125

- ※ 本資料は、令和7年8月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している成年後見制度の利用者数（本人数）を集計したものであるが、その数値は自府統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- ※ 令和8年4月1日までに65歳以上に達する者を65歳以上として計上した。
- ※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。
- ※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。
- ※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではなく、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

## 2 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について

### 1. 権利擁護業務実施状況について

#### (1) 人口の状況



将来人口推計を見ると、総人口は今後も減少傾向となり、令和5（2023）年（45,267人）から令和8（2026）年（42,902人）にかけて、2,365人減少する見込みとなっています。

一方で高齢化率は今後も増加傾向となり、令和5（2023）年（38.3%）から令和8（2026）年（39.9%）にかけて、1.6%増加する見込みとなっており、令和22（2040）年（48.0%）では、総人口の約半数が65歳以上の高齢者となる見込みです。

「さぬき市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」より抜粋

（参考）

2025（令和7）年 4月末現在の総人口 43,844人、高齢者人口 17,257人、高齢化率 39.4%  
2024（令和6）年 4月末現在の総人口 44,785人、高齢者人口 17,378人、高齢化率 38.8%

## (2) 権利擁護業務実施状況

	高齢者虐待に関する相談		成年後見制度に関する相談		日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)に関する相談		消費者被害相談		総合相談及び権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談	新しい包括的支援事業		
									件数	認知症施策推進		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	65歳未満	65歳以上	件数	人数
4月	1	1	10	6	0	0	0	0	0	28	12	8
5月	1	1	8	7	0	0	0	0	0	32	13	6
6月	0	0	11	5	0	0	0	0	0	40	17	7
7月	1	1	3	3	4	2	0	0	0	29	19	8
8月	0	0	5	5	2	2	0	0	0	21	6	3
9月	9	3	7	4	1	1	3	1	1	25	14	5
10月	11	3	1	1	0	0	0	0	0	41	13	10
11月	3	2	6	3	0	0	0	0	0	26	5	5
12月	11	5	3	3	0	0	0	0	0	47	11	7
計	37	16(12)	54	37(22)	7	5	3	1	1	289	110	59

R6年度計 (4~12月)	51	27(15)	46	31(17)	6	5	0	0	2	206	69	44
R5年度計 (4~12月)	79	22(11)	34	16(11)	3	3	1	1	0	142	95	55
R4年度計 (4~12月)	26	15(6)	13	10(8)	1	1	0	0	0	210	52	35

※本表は、毎月分の集計となっている。人数の合計は実際の人数より多くなっており、実人数は括弧内とのおり。

(参考) 総合相談件数・・・権利擁護相談、介護支援専門員からの相談を除く

	R7年度計 (4~12月)	R6年度計 (4~12月)	R5年度計 (4~12月)	R4年度計 (4~12月)
件数	1,617	1,391	1,488	1,520
実数	1,156	1,063	1,065	1,097

※認知症地域支援推進員について

地域の医療・介護などを連携させるコーディネーターであり、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

## 2. 高齢者虐待（疑い含む）の相談状況について

年間対応実人数

	新規	継続	計
R7 年	10 件	2 件	12 件
R6 年	11 件	4 件	15 件
R5 年	10 件	1 件	11 件
R4 年	5 件	1 件	6 件

※養介護施設従事者等による虐待（疑い）も含めた件数

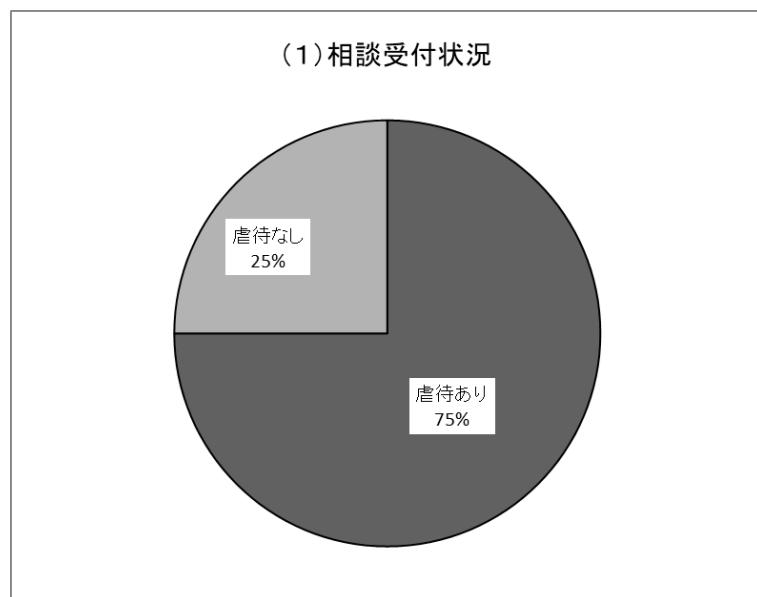
なお、当市において虐待の事実があると判断した件数は9件である

※グラフの割合（%）は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は100%にならない場合がある

### （1）相談受付状況

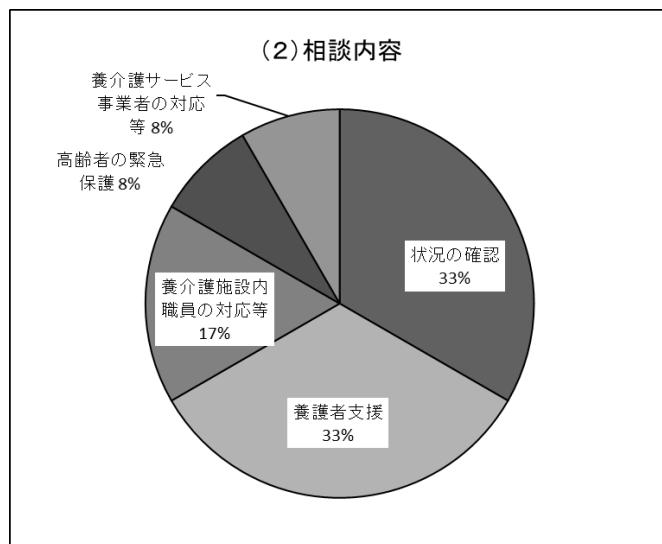
	虐待あり	虐待なし
R7 年	9	3
R6 年	11	4
R5 年	10	1
R4 年	6	

※虐待の判断に至らなかった場合を含む



(2) 相談内容（複数回答）

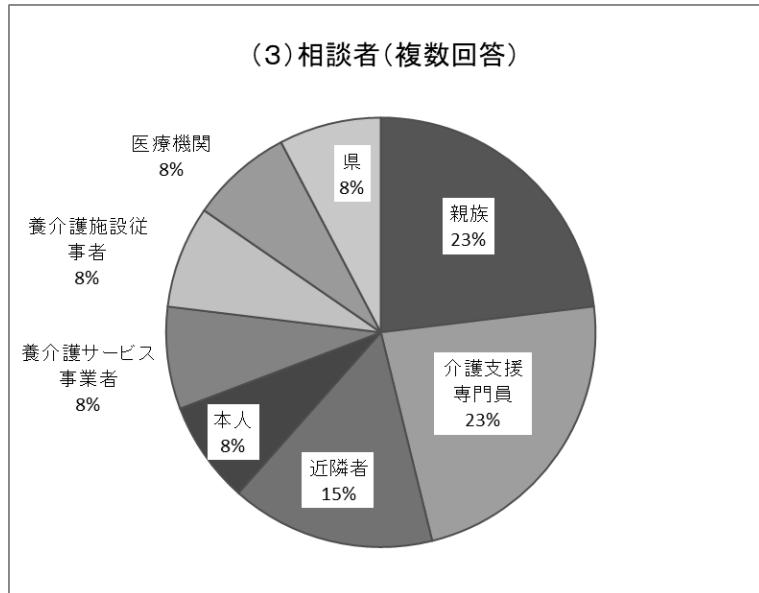
	状況の確認	高齢者の緊急保護	養護者支援	養介護サービス事業者の対応等	養介護施設内職員の対応等	その他
R7年	4	1	4	1	2	
R6年	5	4	1			6
R5年	3	5	1			3
R4年	3	2			1	1



(3) 相談者（複数回答）

	本人	親族	民生委員	近隣者	介護支援専門員	養介護サービス事業者	養介護施設従事者
R7年	1	3		2	3	1	1
R6年	1	5		1	1		1
R5年		1		1	2		
R4年	1						

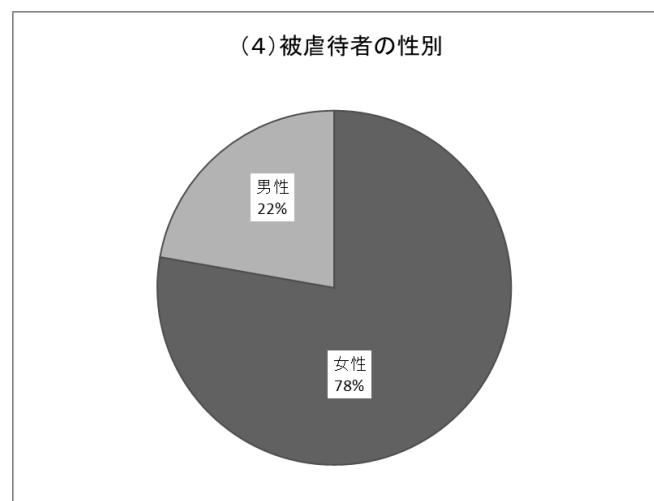
社協	警察	他課	医療機関	県	その他	不明
			1	1		
	8				1	
	4				3	
	1				4	



※以下は虐待ありとして対応した件数の内訳

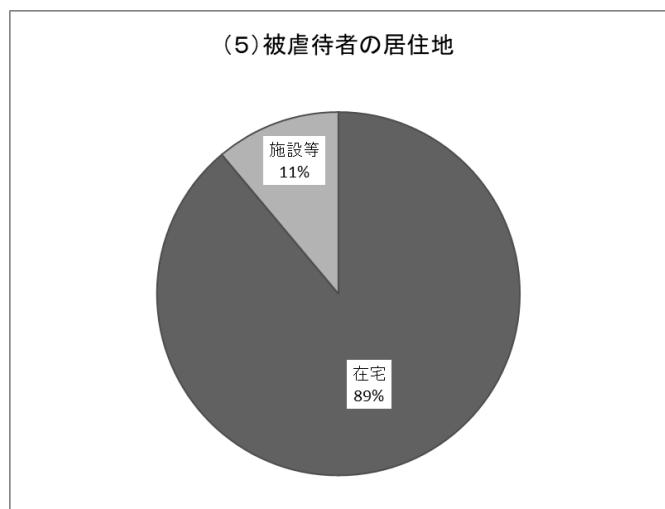
#### (4) 被虐待者の性別

	男	女	不明
R7年	2	7	
R6年	6	9	
R5年	4	7	
R4年		5	1



#### (5) 被虐待者の居住地

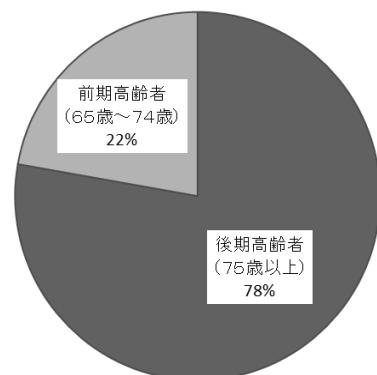
	在宅	施設
R7年	8	1
R6年	14	1
R5年	10	1
R4年	5	1



(6) 被虐待者の年齢区分

	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95～100歳	100歳以上	不明
R7年		1	1	1	2	3	1			
R6年				3	4	5	2	1		
R5年			2	1		4	4			
R4年			1			2	1	1		1

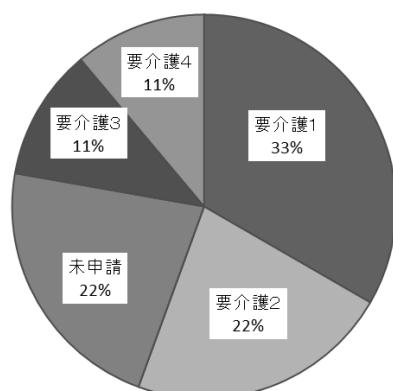
(6)被虐待者の年齢区分



(7) 被虐待者の要介護状態区分

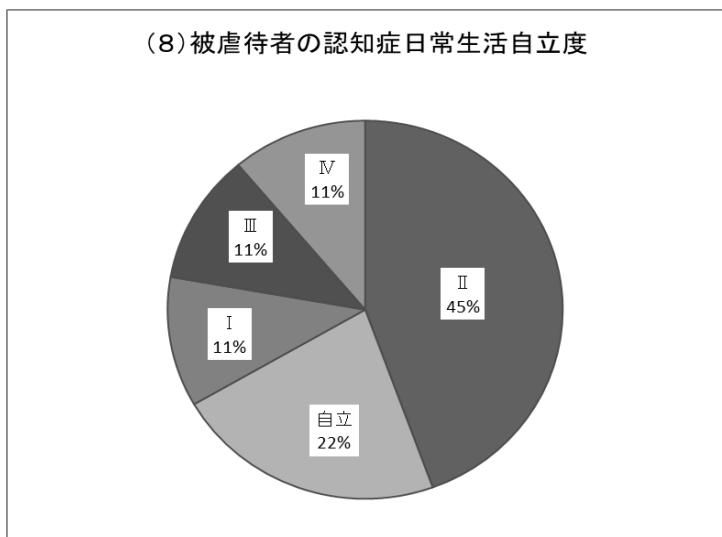
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	未申請	不明
R7年				3	2	1	1		2
R6年					1	1		1	12
R5年	1	1	1		1			2	5
R4年	1	1						3	1

(7)被虐待者の要介護状態区分



(8) 被虐待者の認知症日常生活自立度

	自立	I	II	III	IV	M	不明
R7年	2	1	4	1	1		
R6年	12		1		1	1	
R5年	2	2	2			1	4
R4年	4	1					1



【参考】

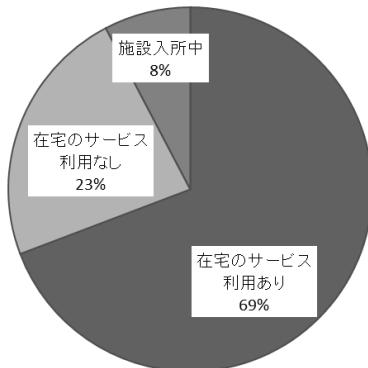
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護が必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(出典：厚生労働省「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」)

(9) 被虐待者の介護保険サービスの利用状況（複数回答）

	訪問系サービスの利用	通所系サービスの利用	短期入所サービスの利用	福祉用具の貸与・購入サービスの利用	在宅のサービスの利用なし	施設入所中
R7年	1	4	2	2	3	1
R6年		3	1	1	12	1
R5年	1	2		1	6	1
R4年		1		1	3	1

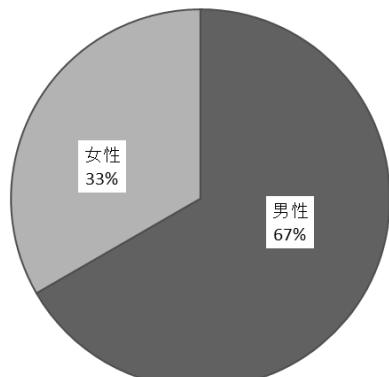
(9)被虐待者のサービス利用状況(複数回答)



(10) 虐待者の性別

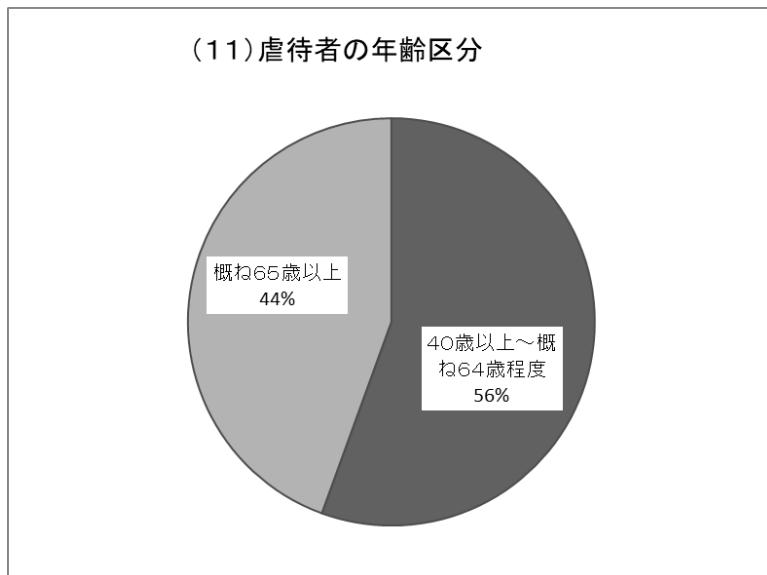
	男	女	不明
R7年	6	3	
R6年	11	5	
R5年	6	6	
R4年	4	1	1

(10)虐待者の性別



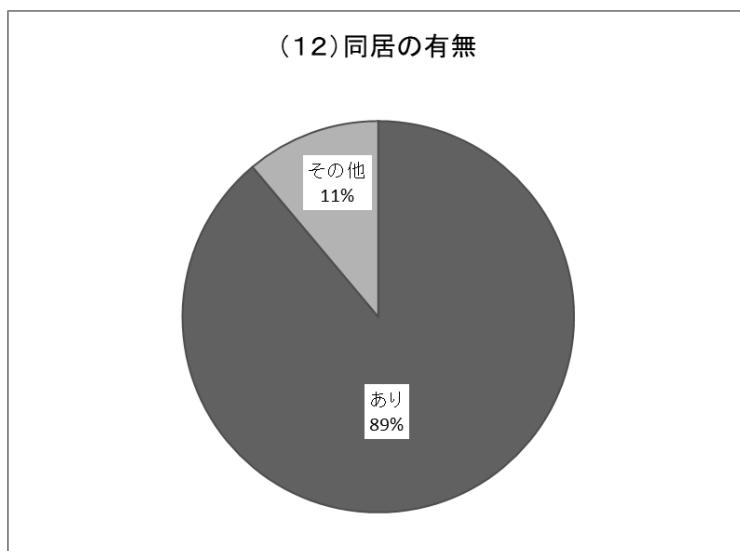
(11) 虐待者の年齢区分

	概ね40歳未満	40歳以上概ね～64歳程度	概ね65歳以上	不明
R7年		5	4	
R6年		9	4	3
R5年	2	8		2
R4年		3		3



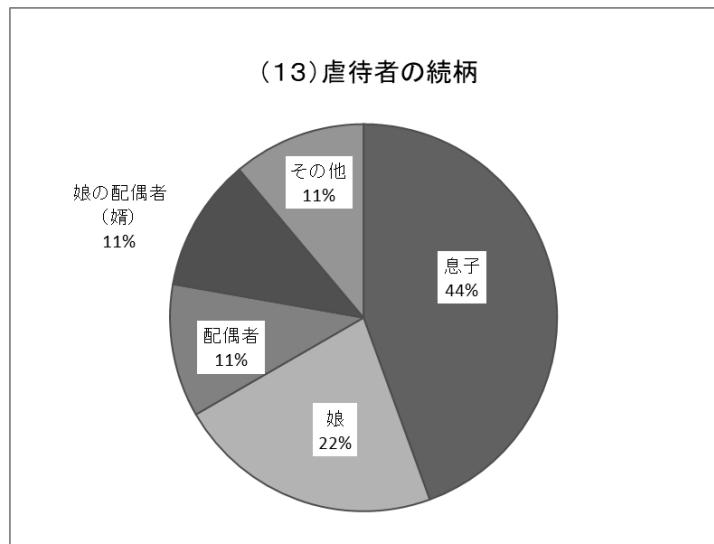
(12) 同居の有無 (複数回答)

	あり	なし	その他（施設等の入所）
R7年	8		1
R6年	13	3	
R5年	9	3	
R4年	2	3	1



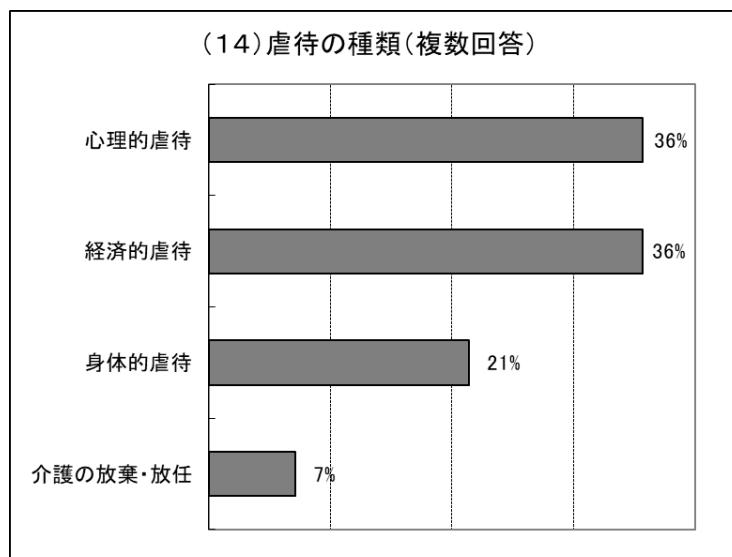
(13) 虐待者の続柄

	配偶者	娘	息子	息子の配偶者 (嫁)	娘の配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	養介護 サービス 事業者	養介護 施設 従事者	その他	不明
R7年	1	2	4		1					1	
R6年	3	4	8		1						
R5年	1	4	4	1	1		1				
R4年			4	1					1		



(14) 虐待種別（複数回答）

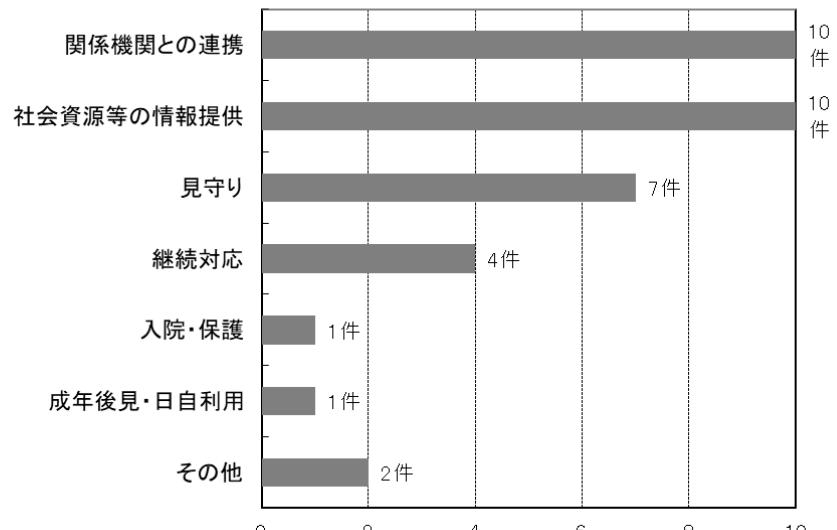
	身体的虐待	介護の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
R7年	3	1	5		5
R6年	10		4		1
R5年	8		3		3
R4年	4		2		



(15) 虐待への対応状況（複数回答）

	見守り(何かあれば対応)	継続的な訪問や電話	情報提供	介護の知識・技術についての 介護サービスの利用のすすめ	介護サービスの利用のすすめ	介護支援専門員と連携	民生委員と連携	携	保健福祉事務所等関係機関と連携	生活保護と連携	立入調査	入院・保護(短期入所等)	やむを得ない事由による措置	成年後見の申立・日常生活自立	支援事業の活用	家族会の紹介	その他
R7年	7	4	4	6	6			3	1			1		1			2
R6年	3	4		2	3												
R5年	1	1			5			4				3		1			
R4年	2	3		1	1	1	2					1					1

(15) 虐待への対応状況(複数回答)



### 3. 研修会等について

#### (1) さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議

日 時	内 容
令和7年7月24日(木) 14:00～15:00	・令和6年度権利擁護推進における相談・活動報告について ・令和7年度権利擁護推進における相談・活動状況について ・事例紹介

#### (2) 権利擁護個別ケース会議

開催回数 3回 対象者数 3名

#### (3) 研修会

- ・認知症サポート一養成講座

年 月 日	対 象 者	参 加 人 数
令和7年9月8日	津田小学校5年生	34
令和7年9月11日	造田小学校5年生	28
令和7年9月22日	寒川小学校5年生	22
令和7年9月29日	さぬき南小学校5年生	23
令和7年10月7日	長尾小学校5年生	52
令和7年10月17日	志度小学校5年生	72
令和7年11月12日	さぬき北小学校5年生	26

7回 257名

#### (4) 啓発活動

- ・高齢者虐待について広報へ掲載

6月 — 「介護疲れになつていませんか」

12月 — 「高齢者を地域で守ろう～高齢者虐待を防ぐために～」

と題して、介護疲れを軽減するための方法や、虐待を防ぐために地域の方ができることについて説明した。

- ・高齢者虐待防止に関するチラシを配布

年月日	団体	枚数
令和7年4月18日	小規模多機能型居宅介護施設順運営推進会議	10
令和7年7月26日	市民後見人養成研修	11
令和7年7月28日	友好の翼	15
令和7年8月19日～9月14日	志度図書館	15
令和7年9月2日～9月18日	寒川図書館	15
令和7年9月19日	第13老人クラブ（坂の下）	21
令和7年9月25日	津田地区見守りの会	25
令和7年12月1日	友好の翼	47

8回 159枚

- ・高齢者虐待防止に関するポスターを市内医療機関、通所サービス事業所に配布し、掲示を依頼した。

- ・高齢者虐待防止啓発ポケットティッシュを配布

配布場所	個数
図書館（志度、寒川）	30

・図書館での企画展示

「知ろう！認知症、防ごう！高齢者虐待」をテーマに、関連書籍や関連資料を展示



志度図書館



寒川図書館

・消費者被害防止の啓発チラシの配布

配 布 場 所	枚 数
介護予防教室、憩いの場、地域行事など	100

#### 4. 中核機関の運営について

業 務	内 容
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関設置について、市ホームページ（地域包括支援センターのページ）に記事を掲載。</li> <li>・成年後見制度の普及啓発として、東かがわ市と合同で「地域で築く安心市民後見人から学ぶ成年後見制度」を開催した。八尾市の市民後見人2名から活動紹介があった。</li> <li>・市内金融機関8か所に、成年後見制度に関する啓発チラシを配布した。</li> </ul>
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会にて成年後見制度に関する相談を受け、情報を集約するとともに、後見等のニーズの精査を行い、必要な見守り体制に係る調整を行った。</li> </ul> <p>相談対応件数（令和7年4～12月）：地域包括支援センター 54件    　　　　　　　　　　　　：障害福祉課 2件    　　　　　　　　　　：社会福祉協議会 37件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会で連絡会を開催し、相談内容の共有を行った。</li> <li>・地域包括支援センターにおいて成年後見制度市長申立てを2件行った。</li> </ul>
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見推進事業検討委員会の開催            令和7年12月4日に開催し、市民後見人養成研修修了者の名簿登録について協議を行った。</li> <li>・市民後見人養成研修の開催            東かがわ市、三木町と合同で研修会を実施した。さぬき市からは6名が受講し、4名が市民後見人の名簿登録を行った。</li> <li>・市民後見人養成研修修了者の活動支援            平成29年度養成研修修了者及び令和3年度養成研修修了者に対して、東かがわ市と合同でスキルアップ研修を実施。依存症に関する研修会、意思決定サポーター養成講座等を開催した。</li> </ul>
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人及び市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、専門的な知見が必要な場合は、法律・福祉の専門職の協力を得ながら、親族及び市民後見人等が後見活動を円滑に行えるよう支援を行った。</li> </ul>

※ 一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託

### 3 令和8年度さぬき市権利擁護推進における活動計画(案)について

#### (1) さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議(年2回)

日 時	内 容
令和8年7月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年度権利擁護推進における相談・活動報告について</li><li>・令和8年度権利擁護推進における相談・活動状況について</li><li>・事例について</li></ul>
令和9年1月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年度権利擁護推進における相談・活動報告について</li><li>・令和9年度権利擁護推進における活動計画(案)について</li><li>・事例について</li></ul>

#### (2) 権利擁護個別ケース会議

虐待対応や成年後見制度利用促進にかかる事例について適宜開催する。

#### (3) 高齢者虐待防止・対応について

項 目	主 な 計 画
研修会	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者虐待や認知症に関する研修会の開催</li><li>・認知症サポーター養成講座の実施</li></ul>
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者虐待について、広報誌で啓発する(年2回程度)</li><li>・市内各種会議において、高齢者虐待についてチラシを配布・説明をし、周知する。</li><li>・金融機関やさぬき市民病院等にポケットティッシュの配布をする。</li><li>・図書館において、高齢者虐待と認知症の内容について企画展示する。</li></ul>

#### (4) 中核機関の運営について

業 務	主 な 計 画
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やホームページにおいて、制度について周知する。</li> <li>・市内各種会議において、パンフレットやチラシを配布・説明を行う。</li> <li>・成年後見制度の普及啓発として、研修会を開催する。</li> </ul>
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な相談内容に対応するとともに、情報を集約する。</li> <li>・月1回、地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会で連絡会を開催し、相談内容の共有を行う。</li> </ul>
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受任調整会議を2月に1回開催し、利用者がメリットを実感できるよう、本人の状況に応じて適切な後見人を家庭裁判所に推薦する。</li> <li>・市民後見人の育成・支援として、平成29年度、令和3年度、令和7年度に実施した養成研修の修了者について、東かがわ市・三木町と合同でスキルアップ研修を実施し、活動を支援する。</li> <li>・市民後見推進事業検討委員会を開催し、地域における市民後見人の活動の推進等を検討する。</li> </ul>
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人や親族後見人等からの相談に対応し、必要に応じて法律・福祉の専門職等と連携する。</li> </ul>

※ 一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託